

令和2年4月16日	
所 属	災害対策課
所属長	馬淵 勉
電 話	06-6489-6165

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取り組み（対処方針抜粋）

尼崎市は、兵庫県が実施する緊急事態措置に適切に対処するとともに、緊急事態宣言下における市民、事業者からの多様なニーズを適宜適切に捉え、以下のとおり、市民生活を支えるための支援事業に取り組んでまいります。

1 事業者の皆さまへの要請（休業要請を受けて）

兵庫県の緊急事態措置として事業者への休業要請が4月15日から5月6日まで行われています。これに伴い、県と連携した支援を実施する予定ですので、ご協力をお願いします。

また、今回の休業要請を受け、保育所等並びに児童ホームにおける児童の受け入れが申請書提出者のみとなります。この点につきましても事業者の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

2 市の取り組み

(1) 保健・医療体制の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、積極的疫学調査を更に推進することで、効果的な感染予防対策を講じるとともに、正確な情報発信に取り組めます。
- ・ 尼崎市医師会の協力を得て、市内に2カ所の接触者外来を4月16日から開設します。
- ・ 県による病床確保の取り組みに協力していきます。

(2) 総合サポートセンターの設置（4月24日を目途に）

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や子育て、事業等で困ったことや不安を抱える市民、事業者に必要なとされる支援について、本庁舎に様々な行政手続きのワンストップを目指す相談窓口を設置し、労働相談なども含めた寄り添い型のサポートを実施します。

(3) 住宅困窮者への緊急支援

新型コロナウイルス感染症の影響により離職や減収を余儀なくされた方、休業要請に伴いインターネットカフェの利用ができなくなった方を対象に市営住宅を提供し、生活の場を確保します。

(4) 本庁市民課の土曜開庁

毎月の最終土曜日は、市役所本庁舎の市民サービス窓口を開庁するなど、引き続き、庁内における3密状態の排除に努めます。

3 庁内の対応等

職員の在宅勤務や時差出勤によるほか、WEB会議の活用やソーシャルディスタンスを意識した職場環境の改善に取り組むことで、感染リスクの軽減と市民サービスや支援事業の実施体制確保の両立を図ります。

以 上

令和2年4月16日

尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取り組み（対処方針）

「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、4月7日から5月6日までの間、兵庫県に緊急事態宣言が発令されました。

尼崎市においても、兵庫県が実施する緊急事態措置に適切に対処するとともに、宣言下における市民、事業者からの多様なニーズを適宜適切に捉え、市民生活を支えるための支援事業に取り組んでまいります。

また、今後も感染予防対策、積極的疫学調査等に全力で対応するとともに、正確な情報発信に取り組んでまいります。

1 皆さまへの要請事項

(1) 市民の皆さまへの要請

人と人との接触機会を低減し感染拡大を防ぐとともに、市民生活や秩序の安定を保つため、市民の皆さまへ以下の内容へのご協力をお願いします。

ア 生活の維持に必要な場合を除き、みだりに家から外出しないこと

イ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動をしないこと

ウ 「三つの密」（密閉、密集、密接）のうち、一つでも該当することが懸念される場所へは立ち寄らないこと。

エ 食料、医薬品、生活必需品等の無用な買いだめ、買占めを行わず、冷静な行動を心掛けること

(2) 事業者の皆さまへの要請

兵庫県の緊急事態措置として事業者への休業要請が4月15日から5月6日まで行われています。市としても、県と連携した支援を実施してまいりますので、ご協力をお願いします。

2 市の取り組み

(1) 保健・医療体制の強化

ア 新型コロナウイルス感染症対策室を設置し、積極的疫学調査を更に推進することで、効果的な感染予防対策を講じるとともに、正確な情報発信に取り組みます。

イ 尼崎市医師会の協力を得て、市内に2カ所の接触者外来を4月16日から開設します。

ウ 県による病床確保の取り組みに協力していきます。

(2) 総合サポートセンターの設置（4月24日を目途に）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や子育て、事業等で困ったことや不安を抱える市民、事業所に必要とされる支援について、本庁舎に様々な行政手続きのワンストップを目指す相談窓口を設置し、労働相談なども含めた寄り添い型のサポートを実施します。福祉の総合窓口である南北保健福祉センターや、こどもの育ち支援センター「いくしあ」等との連携を図ります。

(3) 事業者等への支援体制の確保（4月20日から）

既存の体制を強化し、各種経営相談窓口や融資制度の案内等、事業者向けの支援を総合的にサポートするとともに、労働者の相談を受け付ける臨時相談窓口を設置します。

(4) 保育所、学校園等の措置

ア 市立保育所、私立保育園、認定子ども園、小規模保育事業所並びに児童ホームについては、県の休業要請に伴い、申請書提出者のみの受け入れとします。

イ 学校園の休業措置に伴い、学習動画やプリントを紹介したWEBサイトを活用した自宅学習の支援を行います。また、学習の遅れや生活習慣の乱れが生じないように、家庭学習や健全な生活のための指導、情報提供を行います。

(5) 子育てに関する支援策の充実

ア 要支援児童への緊急支援事業等

学校園の臨時休業期間が長期化することに伴い、要支援児童への見守りを強化するとともに、家庭事情等により昼食を十分に摂ることができない児童に対して、健康保持の観点から子ども食堂及び弁当事業者を通じて次のとおり昼食を提供します。

- ・ あまっ子応援弁当緊急事業の実施
- ・ 「子ども食堂」による昼食弁当の提供
- ・ フードバンクの活用及び市内企業への支援依頼

イ 子どもの育ち支援センター「いくしあ」における電話相談を改めて周知します。

ウ 乳幼児健康診査事業の中止に伴う措置

子どもの発達や育児について個別に相談できる「乳幼児相談」を実施します。

(6) 住宅困窮者への緊急支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や減収を余儀なくされた方や、休業要請に伴いインターネットカフェの利用ができなくなった方を対象に市営住宅を提供し、生活の場を確保します。

(7) 本庁市民課の土曜開庁

毎月の最終土曜日は市役所本庁舎の市民サービス窓口を開庁するなど、引き続き、庁内における3密状態の排除に努めます。

(8) 公共施設等の運営

ア 図書館、生涯学習プラザ、女性センター・トレピエ、あまぽーと、アマブラリ等の公共施設については、5月6日までの間、閉館とします。

イ 陸上競技場、野球場、テニスコート等の運動施設については、5月6日までの間、閉鎖します。

ウ 都市公園においては、飲食を伴う行為や、団体での利用、その他感染リスクの高まる行為を禁止します。

(9) イベントの中止・延期

市が主催するイベントについては、5月6日までの間、開催を延期・中止するとともに、その他のイベントについても開催の自粛を要請します。

(10) 広報体制の強化

ア 市ホームページやSNSによる情報発信を実施

イ コミュニティ掲示板、阪神バスの中吊り広告、郵便局やコンビニエンスストアでのポスター掲示を実施

ウ FMあまがさきによる外国語対応を含めた広報の実施

エ 戸別受信機や屋外拡声器、全庁体制による広報車を用いた広報の実施

3 庁内の対応等

職員の在宅勤務や時差出勤によるほか、WEB会議の活用や、ソーシャルディスタンスを意識した職場環境の改善に取り組むことで、感染リスクの軽減と市民サービスや支援事業の実施体制確保の両立を図ります。

尼崎市コロナ関連総合サポートセンターの設置について（案）

1 設置目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活や子育て、事業等で困ったことや不安を抱える市民、事業所に必要とされる支援について、本庁舎（当面の間）に様々な行政手続きのワンストップを目指す相談窓口を設置し、労働相談なども含めた寄り添い型のサポートを実施するとともに、福祉の総合窓口である南北保健福祉センターなどとの連携を図る。なお、事業所向けの臨時相談窓口については、（4月20日より）中小企業センターを拠点として実施する。

2 開設期間及び相談時間

(1) 開設期間

令和2年4月24日から当面の間

(2) 相談時間

毎日9時から17時30まで（受付17時まで）

※土日、祝日も相談対応を行う。

3 相談場所

本庁 南館1階

4 相談体制

相談内容が多岐にわたることや、相談件数が変動することを想定する中、各分野の職員を事態に応じて、事務従事させる手法で柔軟な相談体制を確立する。

5 具体的な取組み（別添 業務フロー）

すでに実施している生活支援や福祉、子育ての相談に加え、収入減少や離職などに伴う相談や各種軽減等の手続きについて、市民に寄り添った支援を行う。

(1) 活用する媒体

窓口での密集対策や時間外への対応から、電話以外に、メールやホームページによる相談を受け付ける仕組みを構築する。

(2) 対応が必要とされる主な業務

ア 市民税等に関すること

イ 国民健康保険、後期高齢者医療制度などに関すること

ウ 雇用や労働に関すること

エ 各種給付に関すること

オ その他、日常生活に必要なとされる支援

以 上

業務フロー

